

## 川西市立学校校区審議会（第1回）次第

日 時 平成23年11月15日（火）  
午後5時15分～  
場 所 庁議室（川西市役所4階）

1 開会

2 委嘱状交付

3 議事

(1) 川西市立学校の現況について

(2) その他

4 閉会

# 川西市立学校校区審議会委員名簿

(選出区分別五十音順、敬称略)

区分	氏名	所属・役職名	備考
学識経験者	スエザワ セイン 末澤 誠之	弁護士	
	ヤマノウチ ケンシ 山内 乾史	神戸大学大学教育推進機構・国際協力研究科教授	
	ヨネカワ ヒデキ 米川 英樹	大阪教育大学教授	
学校長等	ウエニシ ジュンイチ 上西 淳一	川西市立緑台中学校長	
	コタニ カズヨ 小谷 和代	川西市立牧の台幼稚園長	
	トイスイ ヒロタカ 豊泉 浩孝	川西市立桜が丘小学校長	
地域の代表	タナカ トシヒコ 田中 利彦	東谷小学校区コミュニティ推進協議会会長	
	トネ ショウジ 戸根 庄司	緑台・陽明地区コミュニティ推進協議会会長	
	ヤスタ スエヒロ 安田 末廣	川西市コミュニティ協議会連合会副会長 川西北コミュニティ連絡協議会会長	
保護者の代表	タナカ アサコ 田中 麻子	松風幼稚園PTA会長	
	ナカイ ナリサト 中井 成郷	北陵小学校PTA 東谷中学校PTA会長	
	マナベ ユカリ 真鍋 由香里	川西市PTA連合会会長 多田中学校PTA	

H23.7.1現在

※所属・役職名については、就任時のものです。

## 川西市の学校校区のあり方について

昨今の児童・生徒数の減少が学校の運営や教育を平等に受ける権利に影響を与えることは言うまでもない。

このような中、川西市立学校の望ましい学校運営の実現の為、あらためて校区のあり方を捉える必要がある。

本審議会においては、これまで慎重に議論した結果、校区の決定にあたっては、第一に「教育の平等性」、次に「通学上の安全・距離」、最後に歴史的経緯や地形を背景に「コミュニティとの関係」などを配慮するという原則をもって対応する必要があるものとした。本来この原則をもって、市としての「校区のあり方」を総合的に検討し、個別の事案について判断すべきである。

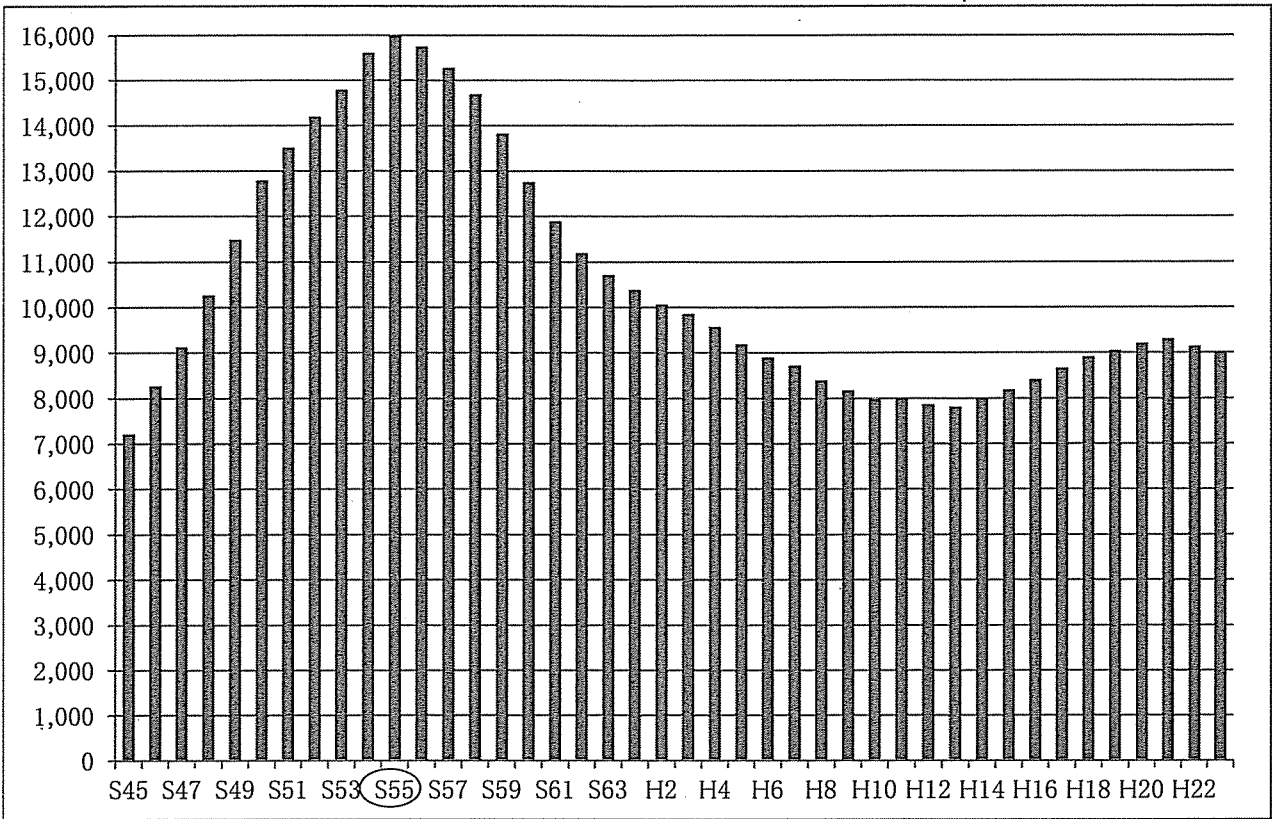
これまでの審議において、市域の全校区を再検討するにあたり、早期に解決すべき問題として、緑台中学校区について議論すべきではないかとの意見があり、議論を深めることとなった。その結果、教育環境の観点から、緑台小学校区および陽明小学校区である多田グリーンハイツ地域を一体のものとして考えることに、一定の妥当性が認められることがわかった。

これは、ただちに校区変更を意味するものではないが、変更する場合には、当該地区の子どもや保護者に対し十分周知することや、移行に伴う経過措置をとるなど、円滑に移行できるよう慎重かつ柔軟な対応が必要であると考えます。具体的な対応方法については、今後さらに議論を深め、慎重に進められることを望むものである。

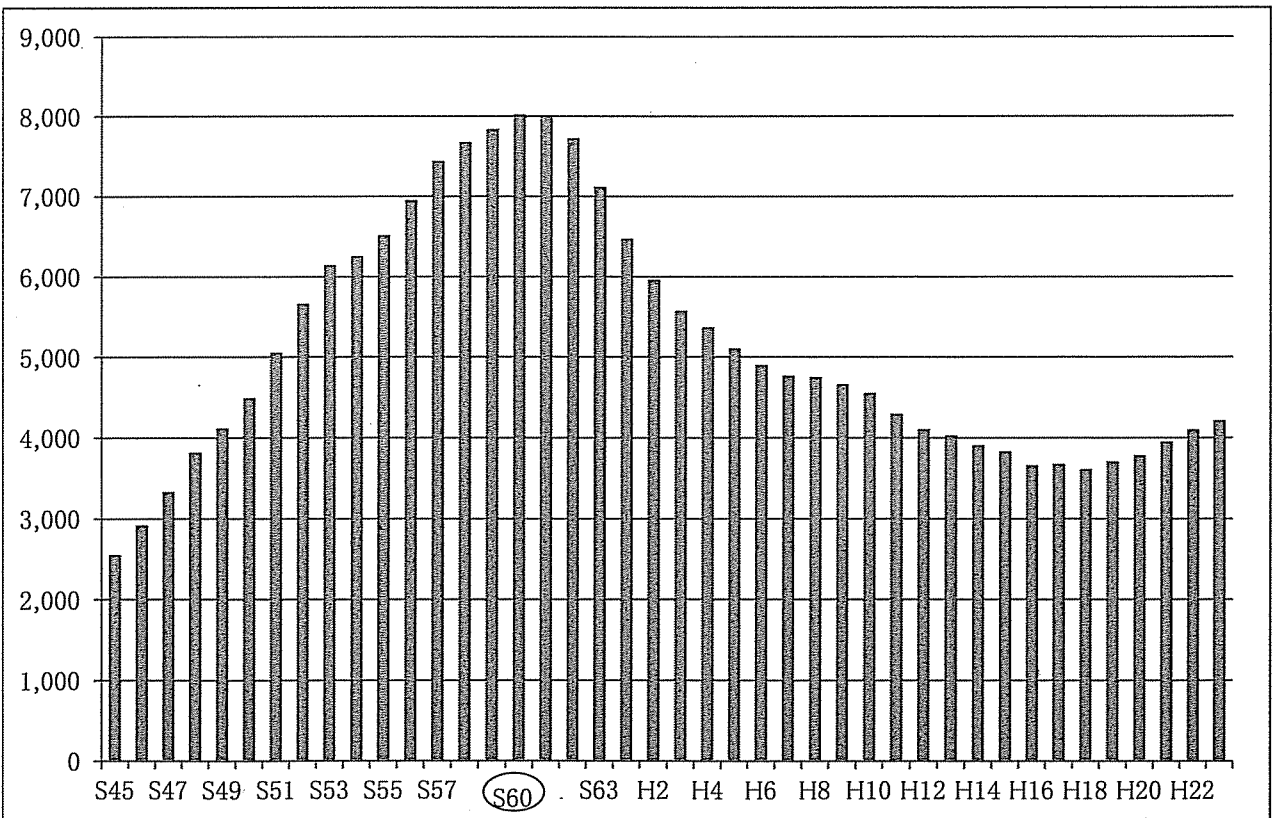
平成23年6月28日

川西市立学校校区審議会

川西市立小学校児童数推移



川西市立中学校生徒数推移



平成23年度 川西市公立学校・園一覧表

学校名	所在地	創立年月日	H23. 5. 1現在	
			学級数	児童数
久代小学校	久代3-27-9	昭和22年9月1日	22	477
加茂小学校	加茂3-14-1	平成9年4月1日	21	497
川西小学校	栄根1-1-1	明治11年7月1日	27	722
桜が丘小学校	日高町4-1	昭和46年4月1日	16	318
川西北小学校	丸の内町7-1	昭和29年4月1日	16	442
明峰小学校	萩原台西3-242	昭和51年4月1日	34	1,020
多田小学校	多田院1-4-1	明治12年11月5日	24	654
多田東小学校	東多田3-21-1	昭和58年4月1日	26	752
緑台小学校	向陽台1-7-1	昭和46年4月1日	15	395
陽明小学校	向陽台3-6-219	昭和49年4月1日	14	321
清和台小学校	清和台東2-2-2	昭和45年4月1日	13	385
清和台南小学校	清和台西5-1-2	昭和52年4月1日	20	573
けやき坂小学校	けやき坂3-1-2	平成1年4月1日	14	402
東谷小学校	見野2-30-1	明治6年9月10日	32	964
牧の台小学校	大和東1-47-1	昭和47年4月1日	20	492
北陵小学校	丸山台1-3-2	昭和62年4月1日	22	601
			336	9,015

学校名	所在地	創立年月日	H23. 5. 1現在	
			学級数	生徒数
川西南中学校	久代3-3-1	昭和36年4月1日	20	662
川西中学校	松が丘町1-1	昭和22年4月22日	15	506
明峰中学校	湯山台1-39-1	昭和52年4月1日	15	390
多田中学校	新田2-29-1	昭和22年4月22日	26	889
緑台中学校	向陽台3-11-35	昭和54年4月1日	10	260
清和台中学校	清和台西2-3-57	昭和50年4月1日	19	612
東谷中学校	見野1-9-1	昭和22年3月24日	26	898
			131	4,217

学校名	所在地	創立年月日	H23. 5. 1現在	
			学級数	児童生徒数
川西養護学校	清和台西2-3-81	昭和53年4月1日	4	11
			1	3
			6	12

小学部  
中学部  
高等部

幼稚園名	所在地	創立年月日	H23. 5. 1現在	
			学級数	園児数
久代幼稚園	久代2-12-1	昭和30年4月1日	3	68
加茂幼稚園	加茂1-4-5	昭和30年4月1日	3	58
ふたば幼稚園	加茂1-18-30	昭和51年4月1日	2	19
川西幼稚園	小花1-16-13	昭和31年1月1日	2	39
川西北幼稚園	丸の内町7-1	昭和31年1月1日	4	66
多田幼稚園	多田院1-4-3	昭和23年7月1日	4	78
松風幼稚園	水明台1-1-20	昭和49年4月1日	2	38
清和台幼稚園	清和台東2-3-4	昭和45年4月1日	4	95
東谷幼稚園	見野2-29-24	昭和18年10月15日	4	99
牧の台幼稚園	大和東1-47-5	昭和51年4月1日	2	50
			30	610

川西市立学校の変遷

		M6	M8	M11	M12	S22			S29	S36	S41	S45	S46	S47	S49	S50	S51	S52	S54	S58	S62	H元	H9			
		9/10	5/15	7/1	11/5	3/24	4/22	9/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	
小学校	久代							創立																	久代	
	加茂										創立														統合	加茂
	加茂西															創立									↑	加茂西
	川西			創立																						川西
	桜が丘												創立													桜が丘
	川西北								創立																	川西北
	明峰																創立									明峰
	多田				創立																					多田
	多田東																				創立					多田東
	緑台												創立													緑台
	陽明															創立										陽明
	清和台											創立														清和台
	清和台南																			創立						清和台南
	けやき坂																						創立			けやき坂
東谷	創立																								東谷	
牧の台														創立											牧の台	
北陵																						創立			北陵	
黒川		創立																							黒川	
中学校	川西南										創立														川西南	
	川西							創立																	川西	
	明峰																		創立						明峰	
	多田							創立																	多田	
	緑台																			創立					緑台	
	清和台																創立								清和台	
東谷						創立																		東谷		
		M6	M8	M11	M12	S22			S29	S36	S41	S45	S46	S47	S49	S50	S51	S52	S54	S58	S62	H元	H9			
		9/10	5/15	7/1	11/5	3/24	4/22	9/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	4/1	

## 〈校区見直しの検討について〉

## 1. 学校規模、将来推計の観点（人数）

学校名	状況について
川西小学校	児童数は緩やかな減少傾向となっており、学級数は標準学級数を少し上回る状態で推移する見込みである。教室数に余裕がない状態である。 マンションなどの住宅開発の状況によっては、教室が不足する場合も想定される。
桜が丘小学校	児童数、学級数とも横ばい状態で推移し、標準学級数は維持できる見込みである。児童数は少ない状況が続く。
明峰小学校	児童数、学級数とも平成23年度をピークに減少傾向にあるが、標準学級数を大きく上回る状態が続く。 以前に一部区域（萩原2・3丁目、滝山町8番）の校区変更の諮問を行った際に、地域としてのまとまりを重要視する意見が出され、審議が止まっている。
陽明小学校	児童数、学級数とも減少傾向にあり、標準学級数を下回る状態が続く見込みである。隣接校区の緑台小学校も標準学級内ではあるが、同様の傾向にある。
清和台小学校	児童数は減少傾向にある。標準学級数は維持できる見込みである。 清和台南小学校との校区割りは通学距離を考慮し、清和台団地をほぼ等分している。
東谷小学校	児童数、学級数とも減少傾向にあるが、標準学級数を大きく上回る状態が続く。教室数に余裕がない状態である。 以前に一部区域（西畦野1・2丁目、西畦野、東畦野山手1・2丁目）の校区変更の諮問を行った際に、地域としてのまとまりを重要視する意見が出され、審議が止まっている。
緑台中学校	児童数、学級数とも減少傾向にあり、標準学級数を下回る状態が続く見込みである。また隣接校区の多田中学校、東谷中学校との人数差がある。
東谷中学校	児童数、学級数とも増加傾向で、標準学級数を大きく上回り、教室数に余裕がない状態である。また、隣接校区の緑台中学校との人数差がある。

## 2. 校区外就学の申請状況や要望の観点（通学距離等）

学校名	状況について
多田小学校 →明峰小学校	矢間2丁目5番48号から61号 多田小学校より明峰小学校が地理的に近いという理由で、校区変更や自由校区の要望がある。
多田中学校 →明峰中学校	多田小学校から明峰小学校への校区外申請は、平成17年度から22年度までの合計で24名。 また、明峰小学校へ校区外就学すると友人関係等の繋がりから、明峰中学校への進学要望がある。

多田東小学校 →緑台小学校	平野 2 丁目 平成 1 7 年度から 2 2 年度までの合計で、3 5 名が校区外申請。 要望書等はないが、校区外申請数が多い。
加茂小学校 →川西小学校	南花屋敷 1 丁目 平成 1 7 年度から 2 2 年度までの合計で、1 3 名が校区外申請。
川西北小学校 →明峰小学校	鶯の森町 平成 1 7 年度から 2 2 年度までの合計で、1 3 名が校区外申請。
明峰小学校 →川西北小学校	萩原 2 丁目 平成 1 7 年度から 2 2 年度までの合計で、1 2 名が校区外申請。
東谷小学校 →牧の台小学校	東畦野 2 丁目、東畦野山手 1 丁目 平成 1 7 年度から 2 2 年度までの合計で、それぞれ 1 3 名、1 6 名が校区外申請。
東谷小学校 →北陵小学校	一庫 3 丁目 平成 1 7 年度から 2 2 年度までの合計で、1 2 名が校区外申請。
多田中学校 →緑台中学校	緑台 3 丁目、緑台 4 丁目、緑台 5 丁目 平成 1 7 年度から 2 2 年度までの合計で、それぞれ 1 0 名、1 1 名、1 1 名が校区外申請。
緑台中学校 →多田中学校	緑台 7 丁目 平成 1 7 年度から 2 2 年度までの合計で、1 4 名が校区外申請。

### 3. その他

1、2の観点の他、「学校（地域）の成り立ち」、「公立高校入試制度の変更」、「35人学級への動き」など、その他の観点が挙げられる。

#### （参考）過去の校区審議会で答申された「学校区のあり方」について

1. 校区には、それぞれの歴史があり、社会生活やコミュニティの根幹であり、それぞれの地域に密着した重要なものである。
2. 伝統的な行事を中心とする地域性に着目すべきである。
3. 学校は子どもが主役であり、地域の顔でもある。また、地域活動は、子どもの社会生活に密着している。
4. 審議会としては、現状並びに将来的な観点に立って、通学の距離と安全性、道路等の地形上の考慮を優先すべきであるとの多数意見をもって結論をだした。
5. 校区変更をするにあたっては、過去の経緯をふまえ、地域の住民の理解が十分得られるよう配慮する必要がある。

※H23.2.21 川西市立学校校区審議会提供資料

【川西市立学校校区審議会 H23.11.15】



## 【文部科学省ホームページより抜粋】

## ○市町村教育委員会の皆様へー新たな学校選択制への取組みに向けてー

市町村教育委員会は、就学予定者の保護者に入学期日を通知する際、それぞれの市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校又は中学校を指定することとされています。これは、複数ある学校から特定の学校を予め指定、通知することにより、保護者の就学義務を円滑に履行させるためのものです。

また、この市町村教育委員会による学校の指定に関しては、その指定が恣意的に行われたり、いたずらに不公平感を与えたりすることのないよう、従来から、市町村教育委員会があらかじめ各学校ごとに通学区域を設定し、これに基づいて就学すべき学校を指定するという運用が多く行われているところです。

一方で、この就学校指定に係る制度の運用に際しては、地域の実情や保護者の意向に十分配慮し、児童生徒の具体的な事情に応じた対応を行うことが大切です。

このため、文部省（当時）では、各市町村教育委員会において、地域の実情に応じ、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うことができるよう、平成9年1月27日に「通学区域制度の弾力的運用について」を通知しました。

また、「通学区域制度の運用に関する事例集」を作成し、同年9月に第1集として全国の市町村教育委員会に送付いたしました。その後、平成12年7月には第2集、平成14年3月には第3集を送付するなど、就学校指定に係る制度の運用に当たっての創意工夫をお願いしてきたところです。

さらに、平成15年3月31日に学校教育法施行規則の一部改正を行い、①市町村教育委員会が就学すべき小学校又は中学校を指定するに当たって、あらかじめ保護者の意見を聴取することができることを明確化し、その場合、意見の聴取の手続きに関し必要な事項を市町村教育委員会が定め、公表するものとししました。また、②市町村教育委員会が指定した就学校に対する保護者の申立に基づき、市町村教育委員会が就学校指定校を変更する際の要件及び手続きに関し、必要な事項を定め、公表するものとしたところです。

このような取組の結果、学校選択制について、平成16年11月現在、小学校8.8パーセント、中学校11.1パーセントの自治体で導入されるなど、各市町村教育委員会での創意工夫が見られるようになってきています。

このたび、文部科学省においては、全国の教育委員会関係者の協力を得て、新たに「公立小学校・中学校における学校選択制等についての事例集」を発刊する運びとなりました。本事例集に収録された事例は、いずれも各々の地域の個別事情に即したものであり、必ずしも全国どこの地域でも画一的に導入できるというものではありません。しかし、市町村教育委員会の皆様が、今後、学校選択制をはじめとする就学校指定に係る制度の運用方策を検討する上で、貴重な資料となるものと考えます。

学校選択制の導入については、本事例集に収録された事例を参考に、市町村教育委員会においてその方法や効果等について認識し、その是非について児童生徒や保護者を含む地域住民の意向を十分に踏まえた検討を行うようお願いいたします。

就学すべき学校の指定については、学校教育法施行令第8条により、市町村教育委員会で相当と認める場合には、保護者の申立により、変更することができることとされていますが、この制度が保護者に対し確実に周知され、その適切な活用が一層進むよう、学校教育法施行規則を本年3月に改正し、市町村教育委員会が就学校を指定する通知において、その指定の変更についての保護者の申立ができる旨を示すことといたしましたのでご留意願います。

また、就学校を変更する場合としては、例えば、いじめへの対応、通学の利便性、部活動等学校独自の活動等を理由とする場合が考えられますが、変更を相当と認める具体的な事由については、本事例集に収録された事例も参考にしつつ、各市町村教育委員会において、地域の実情等に応じ適切にご判断の上、予め明確にして公表するようお願いいたします。

最後に、本事例集の編纂に当たってご協力いただいた市町村教育委員会をはじめとする関係者の皆様に御礼申し上げます。

平成 18 年 3 月  
文部科学省初等中等教育局 初等中等教育企画課長  
前川 喜平

## 〇よくわかる用語解説

### 1 就学校の指定

市町村教育委員会は、市町村内に小学校（中学校）が 2 校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校（中学校）を指定することとされている。（学校教育法施行令第 5 条）

### 2 通学区域

就学校の指定をする際の判断基準として、市町村教育委員会があらかじめ設定した区域をいう。

この「通学区域」については、法令上の定めはなく、就学校の指定が恣意的に行われたり、保護者にいたずらに不公平感を与えたりすることのないようにすることなどを目的として、道路や河川等の地理的状况、地域社会がつくられてきた長い歴史的経緯や住民感情等それぞれの地域の実態を踏まえ、各市町村教育委員会の判断に基づいて設定されている。

### 3 学校選択制

市町村教育委員会は、就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取することができる。（学校教育法施行規則第 32 条第 1 項）この保護者の意見を踏まえて、市町村教育委員会が就学校を指定する場合を学校選択制という。便宜的に分類すると、主に以下のようなタイプがある。

自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

### 4 就学校の変更及び区域外就学

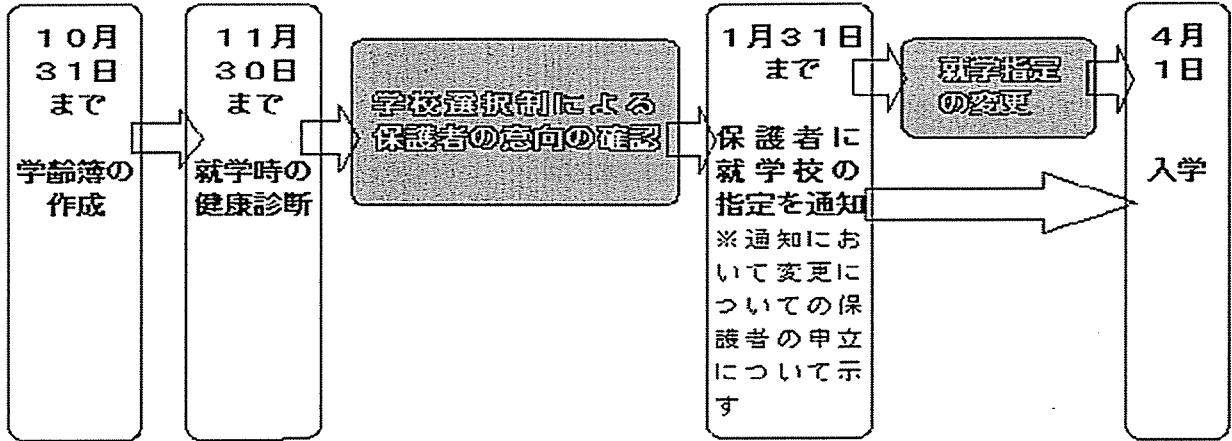
#### (1) 就学校の変更（学校教育法施行令第 8 条）

市町村教育委員会から指定された就学校が、保護者の意向や子どもの状況等に合致しない場合において、保護者の申立により、市町村教育委員会が相当と認めるときには、市町村内の他の学校に変更することができる。（学校教育法施行令第 8 条）

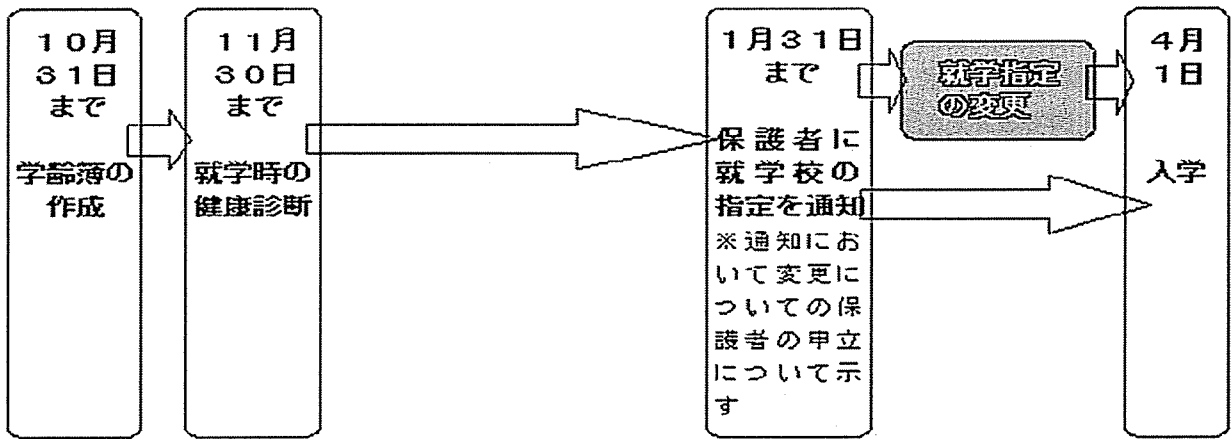
また、市町村教育委員会は、就学校を指定する通知において、この保護者の申立ができる旨を示すこととなっている。（学校教育法施行規則第 32 条第 2 項）

## 就学指定に係る市町村教育委員会の事務手続き

### 【学校選択制を導入している場合】



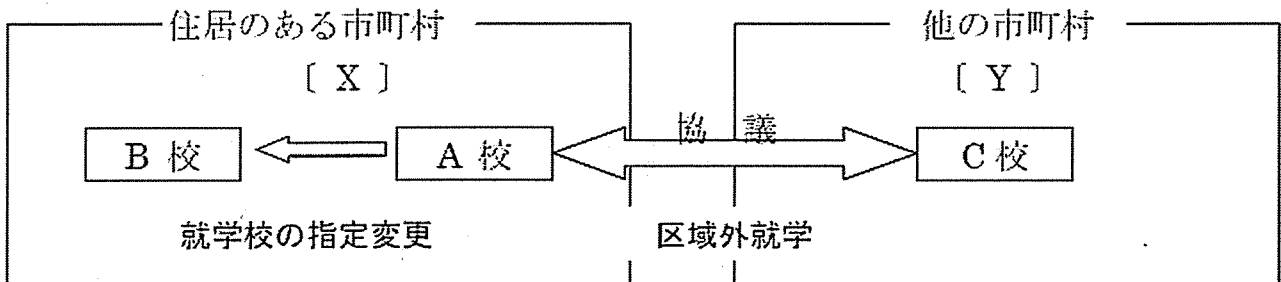
### 【学校選択制を導入していない場合】



### (2) 区域外就学

一定の手続を経て、関係市町村教育委員会間の協議が整えば、他の市町村等の学校にも就学することができる。（学校教育法施行令第9条）

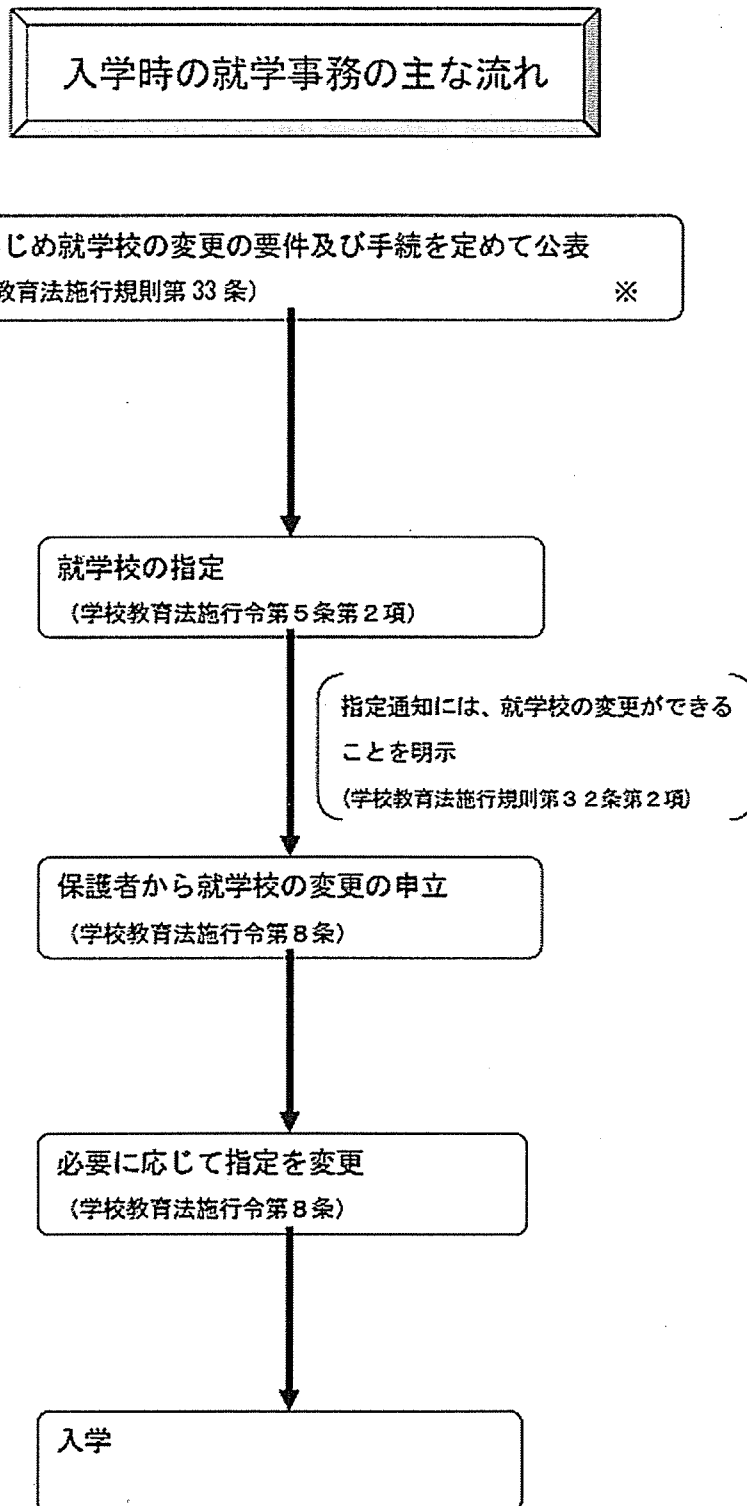
「区域外就学」の場合には、保護者はY市町村等の教育委員会の承諾をあらかじめ得た上で、地元のX市町村等の教育委員会に届け出る必要がある。その際、Y市町村等の教育委員会は、承諾をする前に、X市町村の教育委員会と協議しなければならない。



## 5 就学指導委員会

教育上特別な配慮が必要な児童・生徒については、就学校の指定に当たって、心身の故障の種類、程度等に関する慎重な判断が求められる。このため、市町村教育委員会には、就学指定について専門家による調査・審議を行う「就学指導委員会」を設置し、適正な就学手続きの実施を図ることが重要である。

(学校教育法施行令第18条の2)



※ 学校選択制を導入している場合は、あらかじめ学校選択制の手続を定めて公表  
(学校教育法施行規則第32条第1項)

【参照条文】

○ 学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）

（就学すべき学校の指定）

第 5 条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第十七条第一項又は第二項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）で次に掲げる者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。

一 就学予定者のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第二十二条の三の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）以外の者

二 視覚障害者等のうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態に照らして、当該市町村の設置する小学校又は中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者（以下「認定就学者」という。）

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校または中学校が 2 校以上ある場合においては、前項の通知（入学期日の通知）において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

（就学すべき学校の変更）

第 8 条 市町村の教育委員会は、第 5 条第 2 項の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。この場合においては、すみやかに、その保護者及び前条の通知をした小学校又は中学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校又は中学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

○ 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）

第 32 条 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第五条第二項（同令第六条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により就学予定者の就学すべき小学校又は中学校（次項において「就学校」という。）を指定する場合には、あらかじめ、その保護者の意見を聴取することができる。この場合においては、意見の聴取の手續に関し必要な事項を定め、公表するものとする。

2 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第 5 条第 2 項の規定による就学校の指定に係る通知において、その指定の変更についての同令第 8 条に規定する保護者の申立ができる旨を示すものとする。

第 33 条 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第 8 条の規定により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる場合の要件及び手續に関し必要な事項を定め、これを公表するものとする。